

◆ 負担付贈与と贈与税

Q : 私は、祖父から時価2,000万円の土地・建物の贈与を受けましたが、その代わりに、祖母に500万円の現金を手渡すことが条件になっています。

このような場合、贈与税の課税はどのように取り扱われるのでしょうか。

A : あなたは2,000万円と500万円の差額である1,500万円が、おばあさんは500万円が贈与税の課税対象となります。

【解説】

財産の贈与を受ける人が、債務も引き受けるような贈与契約を負担付贈与といいます。

負担付贈与により取得した財産の価額は、負担がないものとした場合におけるその贈与財産の価額からその負担額を控除した価額、つまり、実際に受贈者の享受する利益の額（差額に相当する金額）とされています。

ここで注意しなければならないのは、負担付贈与により取得した土地や建物などは、贈与税の計算上、相続税評価額で評価するのではなく、通常取引価額で評価するという点です。

したがって、ご質問の場合、あなたが負担付贈与により取得した贈与財産の価額は、2,000万円から負担すべき債務の500万円を控除した1,500万円となります。

また、おばあさんについても、500万円の贈与を受けたものとして贈与税が課税されることになります。

